

随意契約（2者以上）に係る見積徴取の
取扱いについて(お知らせ)

長崎市総務局理財部契約検査課

このことについて、2者以上に見積りを依頼し、相手方を決定する契約(以下「随意契約」(2者以上)という。)に関して、平成24年4月1日以降に見積りを依頼する案件から次のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

- 1 随意契約（2者以上）に係る見積りは、見積書提出期限を「平成〇〇年〇月〇〇日〇〇時〇〇分」までと設定します。
- 2 見積書提出期限までは、見積辞退は可能です。
- 3 業者決定後の辞退は指名停止措置の対象となりますので、ご注意ください。

※ 上記の内容は、オープンカウンタ(公開見積競争)による見積書提出も該当します。

問い合わせ先
長崎市総務局理財部
契約検査課物品契約係
TEL 095-829-1277